

御所市民農園貸付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、緑豊かな生活環境の整備及び促進に寄与するため農業に接する場を市民に提供し、農業に関する知識の普及を図る事を目的として、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）により、御所市（以下「市」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象農地)

第2条 御所市民農園（以下「市民農園」という。）は別表の通りとする。

(貸付主体)

第3条 この貸付けは、市が実施するものとする。

(貸付対象者)

第4条 市民農園の貸付けを受けることができる者は、御所市に住所を有する者とする。

(貸付期間)

第5条 市民農園の貸付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、貸付期間満了後、引き続き借り受けようとするときはこれを妨げない。

2 貸付期間の中途から利用する場合は、当該期間の残余期間とする。

(貸付区画)

第6条 市長は市民農園の区割りをを行い、1区画単位で貸し付けるものとする。

(区画及び利用料)

第7条 市民農園の区画は1区画あたり約25平方メートルとし、利用料は年間10,000円とする。

2 借受者は、当該年度分の利用料を4月（貸付期間の途中から利用する場合にあっては、当該年度分の承認の日の属する月）の末日までに納入しなければならない。

(募集の方法)

第8条 市長は、広報紙等による一般公募とし、随時受け付けるものとする。

(申込みの方法)

第9条 貸し付けを受けようとする者は、御所市民農園利用申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(選考の方法)

第10条 市長は、前条の規定により申し込みをした者の中から借受者を決定するものとし、申し込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けの可否を決定した場合は、その旨を御所市民農園貸付可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(貸付けの取消し)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けを取り消す事ができる。

(1) 借受者から借受けを取り消す旨の申出があったとき。

- (2) 正当な理由なく貸付農地の耕作を怠ったとき。
- (3) 借受者が利用料を第7条2項の期日までに納入しないとき。
- (4) 第12条に定める事項を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市民農園の管理上特に必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けを取り消す場合は、御所市民農園貸付取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（禁止行為）

第12条 借受者は貸付農地において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を第三者へ転貸すること。
- (4) 野菜、花等の栽培（果樹、樹木の栽培を除く）以外の用途に使用すること。
- (5) 不法駐車等、近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、貸付農地及び周辺の環境に悪影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

（貸付農地の返還）

第13条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は第11条の規定により貸付けを取り消されたときは、速やかに貸付農地を貸付け開始時の状態に復し、市に返還しなければならない。

（損害賠償）

第14条 市は第11条に規定する貸付けを取消し、又は天災、病虫害若しくは盗難その他の原因によって発生した農作物若しくは資機材等の損害又は事故に対しては、その責めを負わないものとする。

2 借受者は、その責めに帰すべき理由により貸付農地及びその周辺の土地の土壌を汚染し、又は付帯施設を破損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用料の還付）

第15条 借受者が納めた賃料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責めに帰さない理由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 市長が相当の理由があると認めたとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。